

○ルワンダ難民に係る物資協力の実施について

(平成6年8月12日)
閣議決定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、ルワンダ難民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成6年度において、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）に対し、現在、ザイール共和国等においてルワンダ難民に対し行われているUNHCRの活動に協力するために必要な

(1) 医薬品等	1セット
(2) 緊急ヘルスキット	5ユニット
(3) 大型テント	43張
(4) スリーピングマット	2,600枚
(5) 毛布	3,550枚
(6) 簡易水槽	213個
(7) シャベル	1,000個

(8) 上記物品の輸送に必要な役務を予算の範囲内において無償で供与する。

説明

1 ルワンダ共和国においては、本年4月内戦が再発して以来、8月3日までに約211万人の難民が発生している。

特に、隣接国のザイール共和国には、7月13日より新たに100万人以上の難民が流入しており、同国ゴマ地区の難民キャンプではコレラ及び赤痢の蔓延により多数の死者が出るなど、極めて悲惨な状況にある。

2 この状況に対し、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）を始めとする各種の人道援助機関が援助活動を実施してきており、被災民の増大とともに活動を拡大してきたところである。

特に、7月以降の更なる事態の悪化を受けて、今般、UNHCRから我が国に対し、UNHCRの活動に早急に必要な医薬品、テント、毛布、簡易水槽等の物資供与が要請されたところである。